

令和6年度 財政援助団体等監査報告書

令和7年2月27日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める監査の実務ガイドラインに準拠し、地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等の出納その他事務の執行で財政的援助等に係るものについて監査した。

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査

第3 監査の対象

1 被監査部署等

- (1) 所管部局 企画振興部商工振興課
- (2) 財政援助団体等 (一社)壱岐市ふるさと商社

2 対象項目

令和3年度から令和5年度(3カ年)における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行。

第4 監査の主な着眼点

1 所管部局関係

- ア 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

2 団体関係

- ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

第5 監査の実施内容

- 1 実施日 令和7年2月4日(火)
- 2 実施場所 壱岐市芦辺庁舎第2会議室
壱岐市ふるさと商社事務所
- 3 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治
- 4 監査の手続 被監査部署等へ提出及び提示を求めた資料に基づき、所属長等より説明を受け、関係帳簿及び証憑書類等の照合、閲覧、確認の手続きを取り、試査により実施した。

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の執行については、一部是正を要するものの他は、適正に執行されている。

なお、下記のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の遂行に努められたい。

1 所管部局

【指導事項】

規程等の整備について

当該団体において、壱岐市に準じた事務の執行が行われているものと解するが、経理規程・決裁規程・旅費規程等必要な規程の制定がないので、規程等の整備について指導を行うこと。

2 財政援助団体等

【指導事項】

規程等の整備について

経理規程、決裁規程、旅費規程等、必要な規程が定められていない。また、労働基準法の改正等による就業規則及び給与支給規則の見直しもされていないので、これらの整備を行うこと。

令和6年度 財政援助団体等監査報告書

令和7年2月27日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める監査の実務ガイドラインに準拠し、地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等の出納その他事務の執行で財政的援助等に係るものについて監査した。

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査

第3 監査の対象

1 被監査部署等

- (1) 所管部局 教育委員会社会教育課
- (2) 財政援助団体等 (特非) 一支國研究会

2 対象項目

令和3年度から令和5年度(3カ年)における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行。

第4 監査の主な着眼点

1 所管部局関係

- ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- イ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ウ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- エ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め調査し、又は指示を行っているか。

2 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 事業報告書は適正に作成されているか。
- オ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。

- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程は、整備されているか。また、それら
諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ク 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

第5 監査の実施内容

- 1 実施日 令和7年2月7日（金）
- 2 実施場所 原の辻ガイダンス
- 3 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治
- 4 監査の手続 被監査部署等へ提出及び提示を求めた資料に基づき、所属長等より
説明を受け、関係帳簿及び証拠書類等の照合、閲覧、確認の手続きを取
り、試査により実施した。

第6 監査の結果

公の施設の指定管理に係る事業が適正に行われており、収支会計経理、出納関係帳簿等の整備、証拠書類の保存も適切になされている。